

第4次小田原市行政改革実行計画の策定について意見を募集します

本計画は、本市の将来都市像である「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現に向け、まちづくりの目標の一つである「安心して暮らすことができる小田原」の「市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち」を達成するため、これまでの行政改革に対する取組や現代の社会情勢を踏まえ、さらなる行政改革を計画的に推進していくことを目的に、「第4次小田原市行政改革実行計画（以下「第4次行政改革実行計画」という。）」を策定するものです。

なお、第3次行政改革実行計画の計画終了年度は令和9年度となっておりますが、第7次総合計画との整合を図るため、これを前倒しし、新たに第4次行政改革実行計画を令和8年度から開始することとします。

1 意見提出方法

(1) 市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

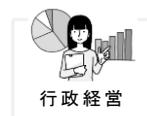
市ホームページのトップページ「小田原で暮らす」の「行政経営」（右図バナー）

⇒「市政への参加・市民意見募集」の「パブリックコメント(市民意見)

の募集・結果の公表・実施状況」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「第4次小田原市行政改革実行計画の策定」内の意見投稿フォーム



行政経営



パブリックコメントの
募集・結果の公表等

(2) 意見記入用紙(別紙様式)による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市企画政策課行政経営係あて

イ ファクスを利用する場合

FAX番号：0465-33-1286 小田原市企画政策課行政経営係あて

ウ 持参する場合

小田原市役所4階企画政策課

※午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く。)

2 意見提出期間

令和8年1月26日(月)から令和8年2月24日(火)まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、個人情報(氏名、住所、連絡先等)を除き、それに対する市の考え方とともに後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承願います。

4 問い合わせ先

小田原市企画政策課行政経営係

電話：0465-33-1254 FAX：0465-33-1286